

私立幼稚園等地域開放推進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における子育て支援の向上を図り、地域との連携を深め、地域開放事業を実施することにより幼児教育センター的役割を果たしている私立幼稚園等の設置者に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

(1) 私立幼稚園等

私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する幼稚園及び幼保連携型認定こども園並びに学校法人化のための努力をする幼稚園として私立学校経常費補助金の交付対象となる学校法人立以外のものが設置する幼稚園とする。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に定める特定教育・保育施設（以下、「特定教育・保育施設」という。）及び同法第59条第9号に規定する地域子育て支援拠点事業（以下、「地域子育て支援拠点事業」という。）を市町村から受託している、又は補助を受けている幼稚園等を除くものとする。

(2) 地域開放

幼稚園等が有する施設や教育機能を地域に開放すること。

(補助対象事業及び基準)

第3条 この補助金の対象事業は地域開放事業とし、別表に掲げるもののうち2事業以上を実施しているものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象とする経費は、事業実施にかかる人件費及び管理経費とし、補助金の額は知事が別に定める補助単価とする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第5条 補助金の交付を受けた設置者は、目的を達成するために次の各号に掲げる事項に留意して補助事業を行わなければならない。

- (1) 実施事業について、地域への周知を図ること。
- (2) 実施事業への参加を入園の優遇条件としないこと。
- (3) 参加費用については、実費徴収分を除き無料とすること。

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、知事が別に定める期日までに、私立幼稚園等地域開放推進費補助事業計画書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請書の提出期日)

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、私立幼稚園等地域開放推進費補助金交付申請書（第2号様式）により知事が別に定める期日までに行わなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費

税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助の決定）

第8条 補助対象の決定にあたっては、地域の配置及び実施事業内容を考慮するものとする。

（交付の条件）

第9条 規則第5条の規定による補助金の交付の条件は次のとおりとする。

- （1） 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更を使用とする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、予算科目間において、当該経費いずれか少ない額の20パーセント以内の変更をする場合は、この限りでない。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- （3） 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（変更の承認）

第10条 前条第1項第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、私立幼稚園等地域開放推進費補助事業変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げのできる期間）

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げを行う場合は、交付の決定の通知を受理した日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、私立幼稚園等地域開放推進費補助事業実績報告書（第4号様式）により県の会計年度終了後45日以内に行わなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、私立幼稚園等地域開放推進費補助事業消費税仕入控除税額報告書（第5号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行って

いる場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とする。

(届け出事項)

第16条 補助金の交付を受けた設置者は、法人の住所（法人以外にあっては所在地）、学校名、法人名（法人以外にあっては設置者名）及び代表者名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(暴力団排除)

第17条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を知事本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実施細則)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月17日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 22 日から施行し、この要綱による改正後の私立幼稚園地域開放推進費補助金交付要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 7 月 24 日から施行し、平成 27 年度の補助金から適用する。
- 2 第 2 条第 1 号ただし書きの規定にかかわらず、特定教育・保育施設のうち、平成 26 年度に本事業の補助実績がある私立幼稚園等（幼保連携型認定こども園にあっては、補助実績がある私立幼稚園から移行したものに限る。）で、かつ、地域子育て支援拠点事業を市町村から受託していない、又は補助を受けていない場合は、補助対象とすることができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

事業名	事業内容	補助対象基準
子育て相談 教育相談事業	地域の幼児を持つ保護者等が抱える悩みへの相談活動	1ヶ月に2回以上実施していること
子育て講演会 セミナー等開催事業	子育てに関わる講演の実施	1年間に2回以上実施していること
親子のふれあい 交流事業	① 親子で参加する教室(注) ② 子育てサークル ③ 親子の井戸端会議 ④ その他知事が認めたもの	1学期に1回以上実施していること
園地園舎の開放事業	園庭、図書室、音楽室、会議室等を広く地域の住民や子どもに遊び場等として開放すること	1週間につき4回以上実施していること
地域とのふれあい 交流事業	① 外国人との交流 ② 障害者との交流 ③ 高齢者との交流 ④ 地域住民との交流 ⑤ その他知事が認めたもの	1年間に2回以上実施していること

(注) 場所の提供ではなく、幼稚園等が主催するものであること。